

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

第1事件原告 相原健吾 外165名

第1事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣府大臣官房長）

釈明権行使の申立て

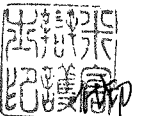
2025年7月18日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

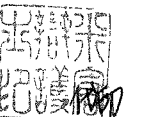
弁護士 福田

護



弁護士 三宅

弘



弁護士 米倉 洋子

外8名



第1 申立ての趣旨

原告は、裁判長が釈明権（民事訴訟法149条1項）を行使し、被告に対して、2025年5月14日付原告「求釈明書」2ページ以降記載の各事項（以下、「本件求釈明事項」という。）、2025年5月12日付原告準備書面（5）・

17ページ下線部、2025年2月25日付原告準備書面(4)・54ページ下線部、58ページ下線部、61ページ下線部記載の各求釈明事項について、釈明を行うことを求める。

第2 申立ての理由

1 最高裁判所第三小法廷令和7年6月3日判決の趣旨を踏まえた釈明権の行使をすべきこと

- (1) 最高裁判所第三小法廷令和7年6月3日判決(令和5年(行ヒ)第335号。以下「最判令和7年6月3日」という。)は、警察庁が作成・保有する表形式の保有個人情報ファイル簿における不開示事由の存否が争いになった事案において、情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟における裁判長の釈明権行使を含む訴訟指揮のあり方について、以下のように判断を示している。

記

「開示請求に係る行政文書は、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならず(情報公開法5条)、その一部に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないものとされている(同法6条1項)。このように、情報公開法において、開示請求に係る行政文書に記録された情報は原則として公開されるべきものとされていることに照らせば、上記行政文書が表形式のものであるからといって、常に各欄ごとに不開示情報該当性についての判断をすれば足りるということとはできない。」

「本件各文書の「備考」欄には、様々な小項目が複数設けられているものがあり、別紙目録記載2及び3の部分にも、複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれる」のであるから、原審としては、

「備考」欄について一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべきであった」、それにも関わらず、「原審は、上記の観点から審理を尽くすことなく、」
「さらに細分化できないなどとして、それぞれ一体的に本件各号情報該当性についての判断をしたものであり、この原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。」

このように、最判令和7年6月3日の法廷意見は、情報公開法が「原則公開」と定めていることに鑑みると、裁判所が釈明権を行使する等の適切な働きかけをした上で審理判断を行わなければ、判決に影響を及ぼすことが明らかな審理不尽が生じる場合がある、と判示しているのである。

最判令和7年6月3日は、主として行政文書の一部不開示決定における不開示部分の区切り方（情報単位）が問題となった事案ではあるが、その考え方は、本件を含む情報公開訴訟一般にも同様に当てはまる。

- (2) すなわち、林道晴裁判官（渡辺恵理子裁判官、平木正洋裁判官も同調）は、補足意見において、「情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟の審理の在り方を踏まえ、本件では裁判所側からの働きかけが十分ではなかった結果、本件各号情報該当性の判断方法を誤った点が問題であると指摘しているものである。つまり、法廷意見は、情報公開法に基づく不開示決定の取消訴訟の審理や裁判所側の釈明の在り方に照らし、原審の審理や判断方法には問題があったとしているのである。」として、多数意見（法廷意見）の具体的な内容を説明している。さらにその上で、「不開示決定の取消訴訟における裁判所の釈明を含む審理の在り方や不開示情報該当性の判断方法について、行政文書の部分開示の問題に限らず、各論的に具体的で踏み込んだ議論がされることが期待される」と述べる。

このように、最判令和7年6月3日の法廷意見は、同判決を事例判断であるとか、一部不開示が問題となっている事案のみに射程が及ぶとしてはおらず、広く不開示決定の取消訴訟に射程が及ぶことを意図して、裁判所の釈明権行使を含む審理判断のあり方についての判断を示しているのである。

(3) 最判令和7年6月3日が判決の射程を広く取ろうとしている背景には、情報公開訴訟における証拠や主張の手がかりの偏在の問題が存在する。この点について宇賀裁判長意見は、「不開示決定取消訴訟においては、一般的には、原告は、当該行政文書を保有しておらず、その内容を知り得ないのであるから、本件各号情報に係る不開示決定が逸脱・濫用であることを立証する手掛かりを得ることはきわめて困難であるのに対して、被告は当該行政文書を保有しており、その内容を知っているのであるから、どの行政文書のどこに不開示情報が記録されており、それがいかなる理由で不開示情報に当たるかを、不開示情報の内容自体を明らかにしない範囲で説明することは容易なはずである。」と述べている。

(4) そして、情報の存否が争いになっている情報公開訴訟においても、開示を求める「情報」を作成し保存・管理しているのは専ら行政機関である。そのため、原告が文書の存否を判断するための事実や証拠の手掛かりを得ることはきわめて困難であることや、対する被告は現に「情報」を管理しており、文書の作成や保存の経過について説明することは容易であるという本件の構造は、不開示事由の存否が争点となっている情報公開訴訟と、何ら変わることはない。

以上の通りであるから、裁判長には、最判令和7年6月3日の趣旨を踏まえた積極的な釈明権を行使が期待されているのである。

2 本件における釈明権行使の必要性

(1) 国民が真に主権者として選挙権を行使し、選挙の時のみの主権者で終わらないためには、政府情報を常時知り、そして意見を表明していく必要がある。

国民主権という憲法の理念を基礎に、主権者から信託を受けて国政を行う政府が、主権者である国民に対して説明責任を果たす。そのために国自身が自ら創設した制度が、情報公開制度である。

しかしながら、ひとたび訴訟になると、国は「当事者対等の原則」を掲げて、自らに不利益な事実はあえて主張しなくなってしまう。

(2) 本件でも国は、「裁判所からの釈明に対する回答」と「原告ら求釈明書記載の各求釈明事項に対する回答等」を書き分け（被告準備書面(3)）、原告からの求問（民事訴訟法149条3項）に対しては、実態と乖離しているとしか考えられないような回答に終始し、あるいは「回答の要はない」と述べるのみであり、提訴から8ヶ月以上が経過して現時点においてもなお、文書の存否について裁判所が適切に審理判断を行う事実関係すら明らかになっていない。

(3) 本件求釈明事項は、被告の「物理的不存在」との主張の真偽を明らかにするためにも、本件を適切に審理判断するためにも、基礎的かつ極めて重要な事実である。

しかしながら、上述したこれまでの被告の訴訟追行に照らすと、今回もまた被告が本件求釈明事項について誠実な回答を行わない蓋然性がある。

(4) したがって、本件の事情のもとでは、適切に審理判断し、さらに迅速に紛争解決を図るという訴訟の目的を達するためにも（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法2条）、裁判長が、本件求釈明事項についての釈明権を行使する必要がある。

3 結語

よって、原告は、裁判長に対し、申立ての趣旨に記載した各事項について、被告に対し釈明を行うことを求める。

以上